

固定資産税関係証明書等の郵送申請に関するご案内

固定資産税関係の証明書取得に関するご案内です。ご不明な点はお問い合わせください。

申請書の内容	固定資産税関係証明書等の請求を郵送で行う際に必要な申請書です。 (※この様式に限らず、任意の様式で申請いただくことも可能です。その際には、 <u>申請書に記載していただく事項を便箋等に漏れないようご記入ください。</u>)	
郵送請求により取得できる証明書	評価証明書、公課証明書、名寄帳、公図複写	
郵送請求をする際に同封するもの	(1) 申請書(所定様式または任意様式) (2) 手数料分の定額小為替(郵便局で購入してください。) (3) 返信用封筒(返信先のご住所とお名前を記入の上、切手をお貼り下さい。 切手不足分は着払いとなりますのでご了承ください。) (4) 本人確認ができる書類の写し(運転免許証・マイナンバーカード・保険証等) (5) 相続人が申請する場合には相続人であることが確認できるものの写し(戸籍謄本等) (6) 申請者が、本人、同居の世帯員、相続人以外の場合は委任状 上記を封筒に入れて、若桜町役場税務課固定資産係まで郵送してください。	
手数料	名寄帳	1通300円
	評価証明書、公課証明書	1通300円 (ただし1筆(棟)増すごとに20円増)
	1納税義務者毎、1通と数えます。1納税義務者の証明書等ごと300円です。	
	公図複写	1枚450円
ご注意ください	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書は全ての項目についてご記入ください。 ・所有者又は納税義務者が違っていると交付できない場合があります。 ・代理人が請求する場合、所有者(納税義務者)との関係によっては委任状が必要です。 ・郵送請求は郵便事情や、その他の事情により数日かかることがあります。 余裕を持ってご請求ください。又お急ぎの場合は速達でご請求ください。	
申請書類送付先 及び お問い合わせ先	〒680-0792 住所：鳥取県八頭郡若桜町若桜801-5 若桜町役場 担当：税務課 固定資産税係 TEL:0858-82-2234(税務課直通) FAX:0858-82-0134(代表)	